

## 56 日本における法定伝染病統計の分析

一九〇〇—一九六〇(二)

市川 智 生

本報告の目的は二〇世紀前半の日本における天然痘の発生・種痘の実施状況に関して、『内務省衛生局年報』に収められたデータを元に比較検討することにある。コレラ・赤痢・腸チフスへの対策が主に上下水道の整備などのインフラ整備に求められたのと異なり、天然痘には明治初期からすでに予防接種(種痘)という形が選択された。このことは流行とその対策が統計という形で非常に明示されやすいと同時に種痘義務者に対する接種状況(種痘普及率)が国民への衛生政策の浸透度合を一定程度示しているともいえよう。

明治期以降の流行状況と種痘制度を概観すると、明治一八〇二年・同二五〇二七年・同二九〇三〇年と合計三回にわたって年毎の罹患者が一人を越える大きな流

行があった。その後は明治四一年に罹患一万八千人程度の発生(十万分比の罹患率は三五・一)が見られたのちは目立った流行は姿を消す。一方種痘に関しては明治三年「大学東校種痘館規則」により開始され、その後明治中頃天然痘の流行に対応する形で制度化されていった。すなわち明治九年「天然痘予防規則」・「種痘医規則」では三度の種痘義務化・流行時における臨時種痘・違反者への罰則規定が定められ、さらに明治一八年「種痘規則」に統合されている。本報告が対象とする時期では明治四一年の天然痘流行に対応して翌年に「種痘法」が施行され二回の種痘となり、「保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ」と種痘義務が明文化された。なお同法は昭和二三年「予防接種法」が施行されるまで効力をもった。

一九世紀後半における天然痘の流行と種痘の制度化という試行錯誤の後、大正・昭和期には全国規模でも数百人程度の死亡者が発生するのみとなった。このことは戦後の混乱に伴う一時期を除けば二〇世紀前半の天然痘は根絶を前にした「残り火」とされ、医学史の叙述におい

ては比較的軽視される理由となったと考えられる。しかし昭和四年に全国衛生課長会議での調査命令を受けた井口乗海が作成した報告書（『痘瘡予防に關調査報告』）の中では、「流行病学的觀察」として当時の状況を分析において、死亡者も減少して一見収束に向かっているかの様だが、実際には近年において交通網の発達などによる人・モノの移動が活発になっており、海外からの人口流入などとも関連して依然天然痘の発生には注意を要すると述べられている。天然痘が最早根絶してしまった現代から見れば「残り火」であっても当時においてはなお警告を発するに足る疾病であったということがいえよう。また井口は死亡だけでなく天然痘による罹患状況にも注意を払っている。これにより罹患者の中でも既痘者の死亡率が未痘者の死亡率を大きく下回ることなどから、大きな流行が発生していない時期でも種痘の重要性を指摘しているのである。

このように二〇世紀に入ってからからの日本の天然痘は、以前ほど大きな流行は発生しなかったが罹患への危険性が減少したわけではなかったし、種痘の実施も継続され

ていたのである。本報告では天然痘による死亡に加え、罹患についても検討することで対象を拡大し種痘の普及率・臨時種痘との相関関係の分析を行なう。その際特に地域間（道府県単位）での相違に注意することとした。例えば明治四一年の天然痘罹患状況は近畿地方において顕著であるが東北地方ではほとんど発生が見られななど、国内での地域差が非常に大きかったのである。さらに種痘普及率についても全国平均ではこの時期九〇%を越えていたが、府県単位で見た場合には地域による格差が存在したことが指摘できる。

（慶応義塾大学大学院経済学研究科）